宇佐見

方宏

最高裁判所第一小法廷平成27年12月14日判決 (民集8巻8号2404頁)

一が認められるとされた一発行為が完了した後も 事例

第 1 事案の概要

その取消しを求めたものである。 らがY市 周辺に居住するX(原告・被控訴人・上告人) 開発許可をしたところ、 前のもの。 都市計画法 区域」という。)とする開発許可申請について、 整区域内の土地を開発区域 1 一分行政庁であるY市長は、 (被告·控訴人·被上告人) 以下同じ。)第29条第1項による (平成26年法律第42号による改正 当該開発許可に係る (以 下 「本件開発 市街化調 相手に

4

原告らは同年12月15日、本件訴えを提

可申請をし、 都市計画法第29条第1項による開発行為の許 訴外人が予定建築物の用途を専用住宅とする 整区域に定められた区域内にあったところ 本件許可に係る開発区域は、 Y市長は平成24年12月28日で 市街化調

開発許可をした。

月26日付けで検査済証を交付した。 内容に適合しているとして、訴外人に対し同 月13日の検査の結果、 工事は、 3 当該開発許可に係る開発行為に関する 平成25年12月に完成し、Y市長は同 本件工事が本件許可の

起した。 第 2 開発行為の完了と開発許可 可

取消訴訟の訴えの利益の

次 存 否

発行為が完了すれば、 適法にすることが可能ということにあり、 るとされる。 取消しを求める訴訟の訴えの利益は喪失す 般的に開発行為が完了すれば、 開発行為の効力は、開発行為を 開発許可の法的効力が 開発許可 開

0

といわれている。 効するから、 訟は、開発許可の法的効力により権利利益が 利利益を回復することを目的とするから、 侵害されている人の権利利益を救済するた 発行為が完了すると開発許可の法的効力が失 消滅すると説明されている。 その法的効力を遡及的に消滅させその 取消しを求める利益が失われる 開発許可取消訴 開

否かが争点となった。 のような場合にも訴えの利益が存続するの 係る開発行為・工事が完了し、 いて検査済証が交付されていたことから、 る開発許可 本件では、 (以下「本件許可」という。) に 市街化調整区域内の土地に関 当該工事に

0

13

て誤って開発許可がされ、

当該行為に関

る

第 3 第 審判決と原 判決

可の する場合に限 反是正命令」 規定に基づく処分に違反した者等に対して、 は かについて検討すると、 る。 る工事が完了したときは、 るものであるが、 を行うことができないという法的効果を有す に係る開発行為が都計法所定の要件に適合し 25日判決は、 のと解するのが相当であるから、 的に鑑みると、 法の定める開発行為に関する規制の趣旨 命ずることができる 違反を是正するため必要な措置を採ることを はこの法律に基づく命令の規定又はこれらの この法的効果は消滅するものというべきであ あって、これを受けなければ適法に開発行為 ているかどうかを公権的に判断する行為で て都計法所定の要件に適合しない開発行為に 国土交通大臣、都道府県知事又は市長 「大臣等」という。) 取消しを求める法律上の利益があるか否 そこで、このような場合にもなお開発許 審 って開発行為を許容しているも という。) の横浜地方裁判所平成27年2月 開発許可は、 都計法は、 許可に係る開発行為に関す (以下、 は、 としているが、 都計法81条1項1号 所定の要件に適合 開発許可の この法律若しく あらかじめ申請 この命令を 客観的にみ の有する 都計 「違 议 目

> ては、 る。 する工事がされたときは、 といわざるを得ない。」とし、 を求める訴えは、その利益を欠くに至るもの 存しないことになるから、 来の効果は既に消滅しており、 が完了し、 である。 法的拘束力を生ずるものでもないというべき 消されたとしても、 とえ開発許可が違法であるとして判決で取り 許可の存在は、 反是正命令を発することができるから、 を行った者に対して、 違反した者」に該当するものというべきであ 者は都計法81条1項1号所定の た しを求める法律上の利益を基礎付ける理由も 61 て法的障害となるものではなく、 (傍線は筆者、 したがって、 開発許可が有する前記のようなその本 そうすると、 検査済証の交付もされた後におい 違反是正命令を発する上にお 以下同じ。)。 大臣等は、このような工事 違反是正命令を発すべき 開発行為に関する工事 同号の規定に基づき違 開発許可の取消し 当該工事を行 訴えを却下し 他にその取消 「この法律に また、 開発 った た

受けない限りこれを行うことが禁止されてい 京高等裁判所平成27年2月25日判決 街化調整区域における建築物等の建築等につ て工事完了公告がされると、 いては、 が、 2 これに対し原告らが控訴し、 開発許可がされ、 原則として、 都道府県知事の許可を 検査済証が交付され 予定建築物等の 、原判 は、一市 決 東

> 5 いて、 域に定められた区域内にあり、 きるという法的効果が残っているのであるか ける開発許可については、 である。 開発許可の法的効果であると解するのが相 築物等の建築物の新築等が可能となるの 限が解除されて、 整区域のうち開発許可を受けた開発区域にお 建築等が可能になる。そうすると、 本件許可の取消しを求める訴えの利益は、 本件許可に係る開発行為に関する工事が完了 る予定建築物等の建築等は未了であるから、 件開発区域は、 ないと解するのが相当である。」として、 に係る予定建築物等の建築等をすることがで の交付がされた後においても、 る開発行為に関する工事が完了し、 お失われていないと判示し、 消 検査済証の交付がされているとしても、 その取消しを求める訴えの利益は失わ (都市計画) したがって、 本件を第一 昭和45年6月に市街化調整区 当該開発許可に係る予定建 法43条1項所定の建築制 審に差し戻すべきもの 市街化調整区域内にお 当該開発許可に係 第一 本件許可に係 当該開発許 審判決を取 検査済 市 街化調 本 可

第 4 本 判 決

した。

Y 市 本最高裁判所判決は、 の上告を棄却した 次 0 کے ぉ n 判 示

可は、 たときは、当該開発許可の有する上記の法的 事が完了し、 ところ、 を受けなければ適法に開発行為を行うことが うかを公権的に判断する行為であって、 効果は消滅するものというべきである。 できないという法的効果を有するものである 33条及び34条所定の要件に適合しているかど $\widehat{1}$ あらかじめ申請に係る開発行為が同法 都市計画法の規定によれば、 開発許可に係る開発行為に関する工 当該工事の検査済証が交付され 開 発許

か否かを検討する。(2)そこで、このような場合にも、なお

その効力を前提とする検査済証が交付されて についてはこれが可能となる。そうすると 了公告がされた後は、 工事が完了し、 は、 受けない限り建築物の建築等が制限されるの 43条1項により、 開発区域以外の区域においては、 工事完了公告がされることにより、 市街化調整区域においては、開発許可がされ て制限されるものの、 定建築物等以外の建築物の建築等が原則とし に対し、 同法42条1項により、 街化調整区域のうち、 開発許可を受けた開発区域において 検査済証が交付されて工事完 原則として知事等の許可を 当該開発許可に係る予 予定建築物等の建築等 開発行為に関する 開発許可を受け 都市計画法 予定建築 t-

生ずるものということができる。物等の建築等が可能となるという法的効果が

したがって、市街化調整区域内にある土地行為に係る予定建築物等の建築等が制限されるべきであるとして開発許可の取消しを求めるべきであるとして開発許可の取消しを求める。当該用発許可の取消しによって、その効め、当該開発許可の取消しによって、その効力を前提とする上記予定建築物等の建築等が制限された後においてもる。

以上によれば、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発許可の取消しを求めるにおいても、当該開発許可の取消しを求めるにおいても、当該開発許可に関する工事が地を開発区域とする開発許可に関する工事が

(3) 本件許可は、市街化調整区域内にある本件開発区域に係るものであるから、被上告入らは、本件許可に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後において当、本件許可は、市街化調整区域内にあ

第 5 検討

1 取消訴訟の訴えの利益

原等)。 電料昭和57年4月8日・民集36巻4号594 個人の権利利益が侵害されている場合に判決 昭和47年12月12日・民集26巻10号1850頁、 昭和47年12月12日・民集26巻10号1850頁、 最判昭和57年4月8日・民集36巻4号594

と思われる。 632頁)。 処分が取消判決によって除去すべき法的効果 処分が取り消されることによって当該処分に 処分の取消しの訴えは、 之最高裁判所民事判例解説平成27年 という観点から検討されることになる よって回復される法的利益が存するのか否か を有しているか否か、 る場合に、訴えの利益が認められることになる。 よって侵害された国民の権利利益が回復され 害する処分の法的効果が存続しており、 取消訴訟の目的を右のとおり理解すると、 したがって、訴えの利益の存否については、 この点は異論を挟む余地はな 処分を取り消すことに 国民の権利利益を侵

法的利益の存否 とによって回復される

いて、第三者がその取消しを求める場合にお許可のような工事の実施を許可する処分につ建築基準法の建築確認や都市計画法の開発

平成11年10月26日

(判時1695号63頁) は

建築物の使用が開始されていた。

また、

について建築確認がされ、建築工事も完了し、

口頭弁論集結時までに建築予定建築物

開発許可を受けた開発行為に関連する工事が

地方自治の知識

頁。

この事案では、

開発許可取消訴訟の事

平成5年9月10日・民集47巻7号4955

取消しを求める訴えの利益は失われる(最判 内における都市計画法第29条による開発許 集38巻10号1169頁)。 になるものではなく、また、建築確認を取り る。 建築工事が完了すれば訴えの利益は失われ を有するに過ぎない処分である。したがって、 事を施工することができないという法的効果 建築確認は、 に係る開発行為が完了した場合も開発許可の は失われる 命令を発すべき法的拘束力を生じるものでは 消しても検査済証の交付を拒否し、 例えば、建築基準法第6条第1項に基づく 建築確認の存在は、 違反是正命令を発することの法的障害 建築確認の取消しを求める訴えの利益 建築確認に係る工事が完了した場 (最判昭和59年10月26日判決・民 それを受けなければ当該建築工 検査済証の交付を拒 同様に市街化区域 違反是正 可

> 開発許 様 2第1項による開発行為が完了した場合も同 れると判示している。なお、森林法第10条の 完了し検査済証が交付された後においては、 117号125頁)。 である 可の取消しを求める訴えの利益は失わ (最判平 -成7年 11 月 9 日 集民

は失われることになりそうであ の本来的な効果は消滅するから、 いて当該工事が完了した場合には、

訴えの利益 当該処分

3 問題の所在

判 判決も都市計画法上の市街化区域内の事案で 土地を開発区域とするもので、 あったのに対し、本件は市街化調整区域内の 例の射程が及ぶか否かが問題となった。 前記最高裁判所平成5年判決、 右最高裁判所 同平成11年

復される利益があるのか否かの観点から検討 消判決によって除去すべき法的効果を有して する必要があった。 域とするものであるから、 本件では市街化調整区域にある土地を開発区 訴えは不適法であるとして却下した。しかし、 審裁判所は、右の各最高裁判所判決を受けて、 いるか否か、 事案の概要」で記載したとおり、 許可を取り消すことによって回 当該開発許可が取 第

4 都市計画法の概要

都市の健全で計画的な発展を図ることを趣旨 とする市街化区域、 都市 計画法は、 無秩序な市街化を防止して 市街化調整区域の制度を

> 担保 等に関する規制を行っている。 のとおりである。 目的として、 開発行為に一定の水準を確保することを かつ、良好な市街地を実現するため 開発行為と予定建築物等の建築 その概要は次

1 開発許可

され、 国的に一定の水準が確保されるように開発行 的として、環境保全、 該当する必要がある。 可基準に加えて同法第34条各号のいずれかに 調整区域については、 為を規制している。 の健全な発展と秩序ある整備を図る同法の に定める許可基準に適合している場合は許 発許可申請があった場合、 ばならない あらかじめ都道府県知事の許可を受けなけ て開発行為をしようとする者は、原則として、 都市計画区域又は準都市計画区域内にお (同法第1条) を実現することを主たる目 適合しない場合は拒否される。 (都市計画法第29条第1項)。 このようにして、 災害防止の観点から全 同法第33条第1項の許 同法第33条第1 市街 目 市 開 n 可

2 検査済証の交付・工事完了公告

第1項)、 県知事に届け出なければならず する工事が完了したときは、 たときは、 発許可を受けた者は、 都道府県知事は、 当該工事が開発許可 当該開発行為に関 上記届出があ その旨を都道府 Ó (同法第36 内容に適合

(3) 工事完了公告があるまでの間の建築制の結果工事が開発許可の内容に適合しているの結果工事が開発許可の内容に適合していると認めたときは、検査済証を開発許可を受けと認めたときは、検査済証を開発許可を受けと (3) 工事完了公告があるまでの間の建築制度を表しているかどうかについて検査し、その検査しているかどうかについて検査し、その検査

きは、この限りではない(同法第37条第1号)。 は楽し、又は特定工作物を建設してはならな 建築し、又は特定工作物を建設してはならな 建築の は、上記公告があるまでの間は、建築物を 開発許可を受けた開発区域内の土地におい

としてはならない(同法第42条第1項)。 「開発許可に係る予定の建築物以外の建築物 を新築し、又は新設してはならず、また、 物を新築し、又は新設してはならず、また、 ないではならず、また、 ないではならず、また、 は、当該開発許可に はないでは、 としてはならず、また、

ず、 物以 第1項第2号若しくは第3号に規定する建築 府県知事の許可を受けなければ、 けた開発区域以外の区域内においては、 なお、市街化調整区域のうち開発許可を受 また、 外の建築物を新築し、 同 法第4条第11項 建築物を改築し、 又は第一種特定工 を新設してはなら 又はその用途を 同法第29条 都道

> ならない(同法第43条第1項)。 3号に規定する建築物以外の建築物としては変更して同法第29条第1項第2号若しくは第

(5) 監督処分(違反是正命令)

の土地に対する開発許可との相違 ち 市街化区域内の土地と市街化調整区域内

(4)工事完了公告があった後の建築制限

ŋ に関する建築制限 築物を建設することができない て都道府県知事の許可を受けなければ予定建 街化調整区域内の土地については、 地については、 地で開発行為を伴わず開発許可を要しない土 なっている。すなわち、①市街化区域内の土 限の態様が異なり、 土地に対する開発許可については建築等の制 自由に行うことができる。これに対し②市 市街化区域内の土地と市街化調整区域内 予定建築物の建設は用途地域 (同法第10条)等に従う限 開発許可の法的効果も異 (同法第43 原則とし 0

域内であれば、同法第33条等の許可基準を満他方、開発許可を要する場合、③市街化区

止され 市街化調整区域においては、 開発行為が完了し、 29条第1項)、その結果開発区域内における り開発行為に対する禁止が解除され 築等が可能になることを意味する。 して禁止される(同法第42条第1項)。つまり、 係る予定建築物以外の建築物の建築が原則と は とによって、 土地であるときは、 とができる。 予定建築物の建設は用途地域に関する建築制 たしたとして開発許可を受ければ、 ることは、市街化区域の場合と同じであるが (同法第10条) 当該開発区域内において当該開発許可に (同法第43条)、 開発行為をすることが可能とな しかし、 等に従う限り自由に行うこ 工事完了公告がされた後 原則として開発行為は禁 ④市街化調整区域内の 開発許可を受けるこ 予定建築物の (同法第 建

6 本判決の考え方

本判決は、「市街化調整区域においては、本判決は、「市街化調整区域においては当該開発許可がされ、その効力を前提とする検査により、予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果が生ずるものということができる。」として、「市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発行為ひいては当該開発許可がされ、その効力を前提とする検査開発許可がされ、その効力を前提とする検査

とができる。」と判示して訴えの利益は存続 等が可能となるという法的効果を排除するこ める者は、 の効力を前提とする上記予定建築物等の建築 いても、 当該工事の検査済証が交付された後にお 当該開発許可の取消しによって、 当該開発行為に関する工事が完了

ける開発許可 解に立ち、 済証の交付)後においては失われるという理 いえる。 発許可の法的効果は、 の判断枠組みを維持し、 前記最高裁判所平成5年判決、 市街化区域と市街化調整区域にお の効力の差異に着目したものと 開発行為の完了 開発行為の禁止を開 同11年判決 (検査

区域 につい ない土地の建築行為等を原則として禁止して 化調整区域については、 有 築物のみを建築することを可能とする効果を 域内の土地については許可の対象となってい 34条の定める要件を加重して、 許可基準 原則として建築行為等が禁止されている土地 及びその効力を前提とする検査済証交付は する すなわち、本判決は、 (同法第43条)。 (都市計画法第7条第3項) (同法第42条)。 (同法第33条) その制限を一部解除して、 したがって、 よって、 だけでなく、 市街化を抑制すべ 市街化区域内の開発 市街化調整区 である市街 市街化調整 開発許 同法第 き

藤代浩則

専修口一

ジャー

ナル13号65頁

開発許可の取消しを求める訴えの利益は失わ れないとしたのである。 予定建築物等 域内において、 の建築が制限されることから、 検査済証が交付された後も

るが、 7号を根拠に原告適格を有する旨主張して 告らは、 差し戻し後の裁判では、 で審理されるが、 ることになる。 否が争点として取り上げられただけなので、 本訴は第一審裁判所に差し戻され同裁判所 には、 審も原審も何らの判断をしていな 都市計画法第33条第1項第3号や第 違法性の有無について審理され 第一審も第二審も訴えの存 原告適格の存否

参考文献

岡田正則 吉岡郁美 27年627頁 俊之 俊之 ジュリスト150 自治研究93巻6号135頁 民商法雑誌152巻2号183頁 ジュリスト1505号45頁 最高裁判所判例解説 0 号129 (民事編 頁 平成

林

